

京都市児童発達支援センター こぐま園
障害児相談支援事業 重要事項説明書

1. 事業者

名 称	社会福祉法人京都基督教福祉会
所 在 地	京都市西京区樫原百々ヶ池 3
事 業 種 別	児童発達支援センター
代表者氏名	理事長 中江 潤
電 話 番 号	0 7 5 - 3 8 2 - 0 0 1 1

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所・2025 年 4 月 1 日指定 第 2670300157 号 指定障害児相談支援事業所・2025 年 4 月 1 日指定 第 2630381727 号
事業の目的	相談支援サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用児童及びその保護者（以下「利用者」という）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な相談支援サービスの提供を確保することを目的とする
事業所の名称	こぐま園
事業所の所在地	京都市中京区壬生東高田町 1 番地 20 COCO・てらす 3 階
電話番号	0 7 5 - 9 5 0 - 0 5 8 4
ファックス番号	0 7 5 - 9 5 0 - 0 5 8 9
管理者氏名	園長 中塚 雅子
事業所の運営方針について	相談支援サービスの実施に当たっては、利用児童が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用児童の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする
開設年月	2015 年 4 月 1 日
事業所が行なっている他の業務	児童発達支援・保育所等訪問支援 2025 年 4 月 1 日指定 第 2650300334 号

3. 事業実施地域およびサービス提供時間

事業実施区域	京都市全域
受付及びサービス提供時間	月曜日から金曜日（国民の祝日、12 月 29 日～1 月 3 日までを除く） 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4. 職員の体制

管理者：1 名 / 相談支援専門員：1 名（常勤・専従）

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容

① 児童支援利用計画の作成

- (ア) 事業者は、相談支援専門員に児童支援利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする
 - (イ) 相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者に面接して、利用児童の心身の状況等、利用児童の希望する生活や利用児童が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握（以下「アセスメント」という）する
 - (ウ) 相談支援専門員は、利用児童についてのアセスメントに基づき、法6条2第8項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載した児童支援利用計画案を作成する
 - (エ) 相談支援専門員は、前項で作成した児童支援利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該児童支援利用計画案の内容について、利用者に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定するものとする
 - (オ) 相談支援専門員は、給付決定が行われた後に、通所支援事業者等、その他の者との連絡調整を行うとともに、児童支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該児童支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者に専門的な見地から意見等を求めることとする
- また、これを基に、相談支援専門員は児童支援利用計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定するものとする

② 児童支援利用計画作成後の便宜の供与

- (ア) 相談支援専門員は、児童支援利用計画作成後、児童支援利用計画の実施状況の把握及び利用児童についての継続的な評価（以下「モニタリング」という）を行い、必要に応じて児童支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行う
- (イ) 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録する

③ 児童支援利用計画の変更

利用者が児童支援利用計画の変更を希望した場合、または事業者が児童支援利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、児童支援利用計画を変更する

(2) 利用料金

サービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から障害児相談支援給付費額（以下「相談支援給付額」という）を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

6. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。保存期間は、相談支援サービスを提供した日から5年間です。

本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- ① 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- ② 児童支援利用計画案及び児童支援利用計画
- ③ アセスメントの記録
- ④ サービス担当者会議等の記録
- ⑤ モニタリング結果の記録
- ⑥ 関係機関からの情報提供に関する記録
- ⑦ 契約書
- ⑧ 重要事項説明書
- ⑨ 利用者負担に関する関係書類
- ⑩ 利用者に関する区市町村への通知に係る記録
- ⑪ 利用者からの苦情内容等の記録
- ⑫ 事故の状況及び事故に際しての処置についての記録

7. 苦情等の受付について

当事業所相談窓口	苦情解決責任者 管理者 中塚 雅子 苦情受付窓口 相談支援専門員 受付時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く） 8：30～17：15
第三者委員	民谷 渉（つくし法律事務所） ・電話番号 075－241－2244 田中 都志子 ・電話番号 075－381－7333
行政機関その他 苦情受付機関	児童福祉センター 発達相談所 ・所在地 〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町1番地20 ・電話番号 075－950－1232 ・ファックス 075－950－1618 ・受付時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く） 8：30～17：00 第二児童福祉センター 発達相談部門 ・所在地 〒612-8434 京都市伏見区深草加賀屋敷町24-26 ・電話番号 075－612－2727 ・ファックス 075－612－2888 ・受付時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く） 8：30～17：00 京都府福祉サービス 運営適正化委員会 ・所在地 〒604-0874 京都市中京区清水町375 ハートピア京都内 ・電話番号 075－252－2152 ・ファックス 075－212－2450 ・受付時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く） 9：00～17：00

8. 損害賠償保険への加入

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保 険 会 社 名	三井住友海上火災保険株式会社
保 険 名	賠償責任保険制度
補 償 の 概 要	賠償責任補償制度、傷害見舞金補償制度、死亡・後遺障害見舞金、入院保険、通院保険

私は、本書面に基づいて施設より重要事項の説明を受け、障害児相談支援に係る指定通所支援事業提供開始に同意しました。

年 月 日

保護者住所 〒

氏 名 ⑩

障害児相談支援に係る指定通所支援事業の提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

説明者氏名 大澤 英夫 ⑩

住 所 〒604-8845

京都市中京区壬生東高田町 1 番地 20

COCO・てらす3階

名 称 京都市児童発達支援センター こぐま園

園 長 中塚 雅子 ⑩